

SCERTS 研究会規定

第1条(名称)

本会はSCERTS研究会と称する。

第2条(事務局)

本会は、事務局を当分の間、以下の場所に置く。

〒203-0004 東京都東久留米市氷川台1丁目6-1 東京学芸大学附属特別支援学校内
仲野真史

第3条(目的)

本会は臨床発達心理士を中心とした会員相互による、SCERTSモデルに関する、理論的・実践的な研究交流と研修を促進することを通して、日本におけるSCERTSモデル研究の向上をはかることを目的とする。

第4条(事業)

本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1) 例会の開催
- 2) シンポジウム・ラウンドテーブルの開催
- 3) ニュースレターの発行。
- 4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第5条(会員)

SCERTSモデルに関心を有する者で、臨床発達心理士または、設立趣旨に賛同し本会規定を遵守する者は幹事会の議をもって会員となることができる。

第6条(役員)

本会には次の役員をおく。

- 1) 会長1名
- 2) 幹事若干名
- 3) 会計1名

第7条(幹事会)

幹事会は幹事をもって構成し、会の運営に当たる。

第8条(会長)

会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は幹事の中から互選により選出する。

第9条(幹事)

幹事は会員の互選によって選出する。

第10条(会計)

会計は本会収支に関する業務をつかさどる。会計は会員の互選によって選出する。

第11条(会費)

会員は当面の間、無料とする。

第12条(運営費)

本会の運営は、研究会の参加費によってまかなわれる。

第13条(任期)

役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条(年次総会)

年一回年次総会を開き、年間活動計画の策定など研究会に必要な事項を審議する。

第15条(事業年度)

本会の事業年度は1月1日から翌年の12月31日までとする。

第16条(規定の改正)

本会の規定を改正する場合には、幹事会の審議を経た後、総会出席者の半数以上の承認を受けることとする。賛否同数の場合は、会長がそれを決する。

付則 本規定は2011年2月26日から発効する。

2012年2月4日改訂

2014年2月22日改訂